

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月12日

秋田県知事 殿

提出者

住 所 秋田県北秋田市木戸石字川下32番地
氏 名 株式会社 佐藤庫組
代表取締役 佐藤 昌郁
電話番号 0186-78-2154

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 佐藤庫組
事業場の所在地	秋田県北秋田市木戸石字川下32番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	売上(近年平均) 22億
③ 従業員数	75名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	○産業廃棄物の処理工程 ①廃コンクリート及び廃アスファルト⇒自社又は収集運搬業者⇒自社破砕プラントで中間処理⇒再生骨材として利用 ②木くず⇒自社又は収集運搬業者⇒自社破砕プラントで中間処理⇒燃料用チップとして利用 ③廃プラスチック⇒自社又は収集運搬業者⇒処分業者⇒再利用又は焼却・埋立 ④ガラス・陶磁器⇒自社又は収集運搬業者⇒処分業者⇒再利用又は埋立 ⑤金属くず⇒自社又は収集運搬業者⇒処分業者⇒再利用又は埋立 ⑥石膏ボード⇒自社又は収集運搬業者⇒処分業者⇒再利用又は埋立 ⑦汚泥⇒自社又は収集運搬業者⇒処分業者⇒脱水・焼却・再利用又は埋立 ⑧繊維くず⇒自社又は収集運搬業者⇒処分業者⇒焼却・埋立

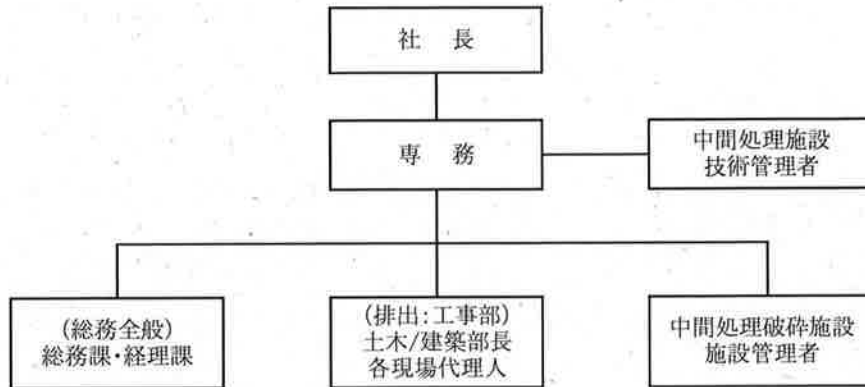
(日本産業規格 A列4番)



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック	ガラス陶磁器	金属くず	石膏ボード	汚泥	繊維くず	その他
	排出量	3,312t	360t	14t	6t	14t	11t	1t	1t	0t
	(これまでに実施した取組)									
	①『がれき類』(廃コンクリート及び廃アスファルト)及び『木くず』については自社リサイクルプラントで中間処理し、自社で消費及び製品として販売している。 ②上記①以外の産業廃棄物は外部に委託処分する。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック	ガラス陶磁器	金属くず	石膏ボード	汚泥	繊維くず	その他
	排出量	3,000t	350t	-t	-t	-t	-t	-t	-t	-t
	(今後実施する予定の取組)									
	現在取り組んでいる活動を引き続き行う。									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生する工事現場において、徹底した分別処理を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生する工事現場において、徹底した分別処理を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	3,312 t	360 t
	(これまでに実施した取組) 『がれき類』は各工事現場において路盤材や仮設材として再利用、『木くず』は燃料用チップとして再利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	3,000 t	350 t
	(今後実施する予定の取組) 現在取り組んでいる活動を引き続き行う。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	/ t	/
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	3,312 t	360 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	/ t	/
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3,000 t	350 t
	(今後実施する予定の取組) 現在取り組んでいる活動を引き続き行う。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】									
産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック	ガラス 陶磁器	金属くず	石膏ボード	汚泥	繊維くず	その他
排出量	3,312t	360t	14t	6t	14t	11t	1t	1t	0t
全処理委託量	0t	0t	14t	6t	14t	11t	1t	1t	0t
優良認定処理業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
再生利用業者への 処理委託量	0t	360t	0t	0t	14t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
認定熱回収業者 以外の熱回収を 行う業者への 処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

上記の『がれき』『木くず』以外の産業廃棄物は外部に委託し、処分している。

②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	木くず		
	全処理委託量	0 t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	中間処理後のチップ の全量を再生利用 t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	現在取り組んでいる活動を引き続き行う。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。